

議案第13号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

特定任期付職員業績手当を廃止するとともに、勤勉手当の支給について定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 27 年調布市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「格付け、」を「格付け及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 10 条中「条例」を「条例（昭和 30 年調布市条例第 21 号）」に、「第 14 条、第 17 条、第 17 条の 4 及び第 18 条の規定中勤勉手当に関する部分」を「及び第 14 条の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（調布市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 調布市職員の給与に関する条例（昭和 30 年調布市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 6 項中「365」を「160」に改める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

5 任期付職員法第 3 条第 1 項の規定により採用された職員に支給する勤

勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の112.5」とする。